ID:　399

担当部署:　こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	運営費助成金の返還命令
例　規　名 **根 拠 条 項**	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所運営費助成金交付規則 第8条
例 規 番 号	昭和51年規則第43号

【根拠条文】

（助成金の返還等）

第8条　市長は、助成金の交付を受けた施設長が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1)　助成の目的外に助成金を使用したとき。

(2)　助成金の執行方法が不適当であると認められるとき。

(3)　法若しくはこれに基づく命令等に違反したとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日